第十七条の二第一項中「及び大阪少年鑑別所」を「、名古屋少年鑑別所、大阪少年鑑別所及び福岡少年鑑別所」に改める。

別表第一青葉女子学園の項を削る。

別表第二北海少年院の項の次に次のように加える。

東北少年院	仙台市
青葉女子学園	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「二十二人」を「二十九人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十一号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「三千九百三十円」を「三千九百二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第六十二条第二項及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第二十二号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十六条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「東京矯正管区」の下に「、名古屋矯正管区」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「首席保護観察官二人」を「民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人」に改め、「名古屋保護観察所に」の下に「、民間活動支援専門官一人」を加え、「首席保護観察官一人を」を「民間活動支援専門官一人及び首席保護観察官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、広島保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人を」に改める。

第三条第六号及び同条第十一号中「関すること」の下に「（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（民間活動支援専門官の職務）

第三条の二　民間活動支援専門官は、命を受けて、保護司、保護司会及び保護司会連合会並びに民間の団体又は個人が行う更生保護に関する活動の支援に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

第四条第一項第十三号及び同項第十五号中「関すること」の下に「（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年四月十日から施行する。

○法務省令第二十四号

法務省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百八十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二札幌人権擁護委員連合会の項組織の区域欄を次のように改める。

札幌法務局の管轄区域	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第二項の事務以外の事務に関する

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「二百三十七人」を「二百四十人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月十日から施行する。